

特定行為区分(案)について

○ 第20回チーム医療推進会議(平成25年10月29日)で提示された特定行為区分の案は以下の通り。

※ 研修機関は、下記の特定行為区分を研修の最小単位として指定する。

※ 研修機関によっては、特定行為の区分を2つ以上組み合わせて研修を行うこともありうる。

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連 (気道確保に係る行為)	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
	経口・経鼻気管挿管の実施
	経口・経鼻気管挿管チューブの抜管
呼吸器関連 (人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸器モードの設定条件の変更
	人工呼吸管理下の鎮静管理
	人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
	NPPV(非侵襲的陽圧換気療法) モード設定条件の変更
	気管カニューレの交換
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血
	橈骨動脈ラインの確保
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理
	「一時的ペースメーカーリード」の抜去
	PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の操作・管理
	大動脈内バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整
	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)
	胸腔ドレーン抜去
	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
	心嚢ドレーン抜去
	創部ドレーン抜去
	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
創傷管理関連	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン
	創傷の陰圧閉鎖療法の実施
	褥瘡・慢性創傷における腐骨除去
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整
栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正
	持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整
栄養に係るカテーテル管理関連	中心静脈カテーテルの抜去
	PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入
精神・神経症状に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与
	臨時薬剤(抗精神病薬)の投与
	臨時薬剤(抗不安薬)の投与
感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(感染徴候時の薬剤)の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施
ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換